

若草プロジェクト設立3周年記念シンポジウム

座間市における事件の再発防止策等について

平成30年10月13日

厚生労働省 大臣官房参事官(自殺対策担当)
宮原 真太郎

今日お話しする項目

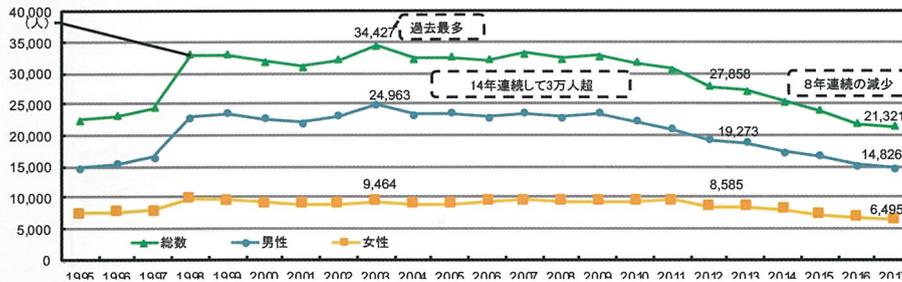
1. 自殺の現況と自殺対策の枠組み
2. 座間市の事件の再発防止策
 - (1) SNSを活用した相談対応の強化
 - (2) SOSの出し方に関する教育
 - (3) その他
3. 「我が事」としての自殺対策

1

1

我が国における自殺の状況と自殺対策の経緯

- 自殺者数は6年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にある。
- 平成28年4月1日、自殺対策は内閣府から厚生労働省に移管。改正自殺対策基本法(議員立法)が施行。

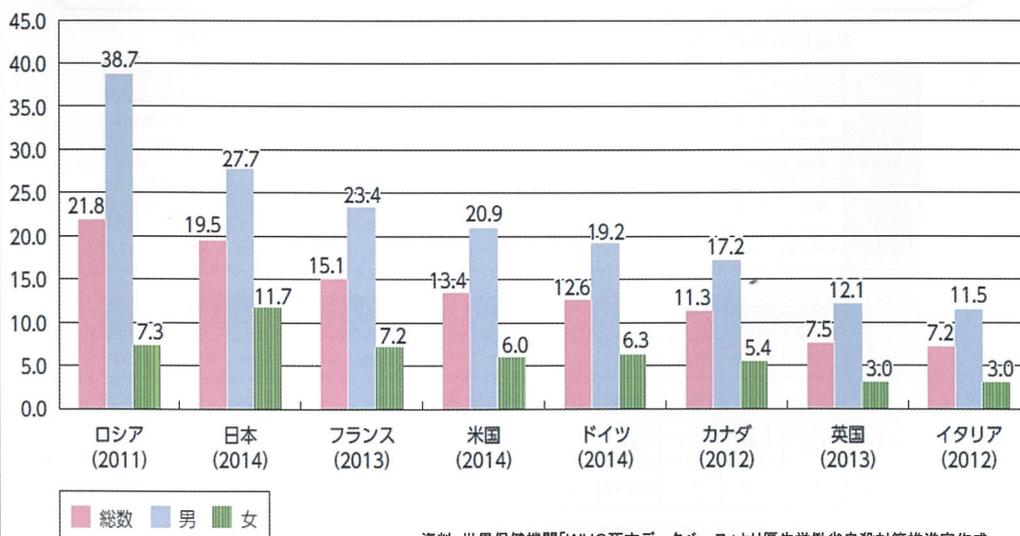


警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成。

平成18年	6月	自殺対策基本法成立(議員立法、10月施行)
	10月	自殺予防総合対策センターの設置
平成19年	6月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)
平成21年度		「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府100億円)の設置
平成24年	8月	自殺総合対策大綱改定(閣議決定)
平成27年	6月	自殺総合対策の更なる推進を求める決議(参議院厚生労働委員会)
平成28年	3月	自殺対策基本法一部改正法成立(議員立法、4月1日施行)
	4月	自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管
		自殺総合対策推進センターとして機能強化
平成29年	7月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)

2

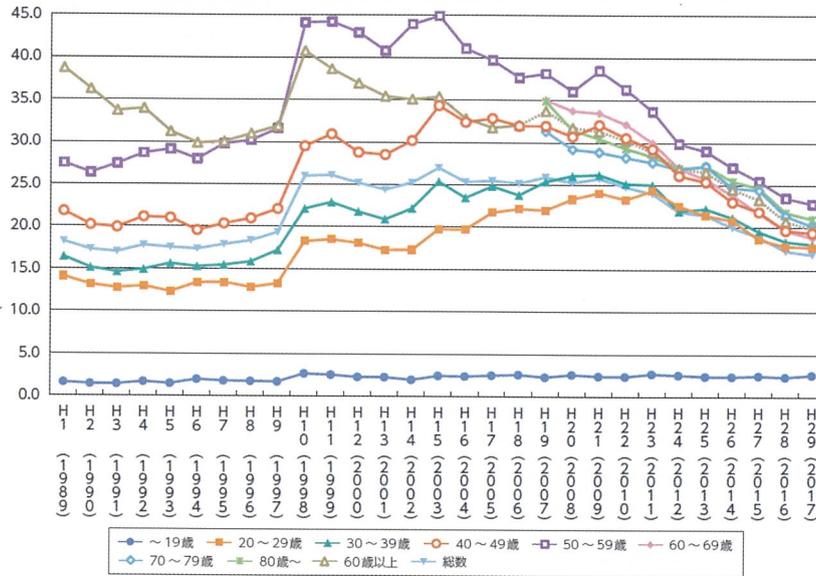
主要国の自殺死亡率



資料:世界保健機関「WHO死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成
※ 2016年の人口動態統計によると、日本の自殺死亡率は、16.8

3

年齢階級別(10歳階級)の自殺死亡率の推移



注)自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数。

資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成 4

自殺は、G7各国においても若年層の死因の上位を占めるが、日本だけが第1位となっており、死亡率も高い。

先進国の年齢階級別死亡者数及び死亡率(15~34歳、死因の上位3位)

	日本 2014			フランス 2013			ドイツ 2014			カナダ 2012		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	自殺	4,557	17.8	事故	1,955	12.7	事故	1,710	9.1	事故	1,924	20.4
第2位	事故	1,775	6.9	自殺	1,286	8.3	自殺	1,450	7.7	自殺	1,066	11.3
第3位	悪性新生物	1,339	5.2	R00~R99※	1,089	7.1	悪性新生物	981	5.2	悪性新生物	528	5.6

	アメリカ 2014			イギリス 2013			イタリア 2012			韓国(参考) 2013		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	事故	30,708	35.1	事故	2,038	12.1	事故	1,589	12.3	自殺	2,580	18.3
第2位	自殺	11,648	13.3	自殺	1,120	6.6	悪性新生物	889	6.9	事故	1,225	8.7
第3位	殺人	8,303	9.5	悪性新生物	1,070	6.3	自殺	620	4.8	悪性新生物	874	6.2

※ ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類の第10回修正版)の第18章「症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの」に該当するもの

(資料出所:平成29年版「自殺対策白書」、WHOより作成)

平成29年中の自殺の状況

年齢階級別、原因・動機別自殺者数

(単位:人)

原因・動機別	年齢階級別	年齢階級別									
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	合計
合計	計	488	2,262	2,836	3,950	3,827	3,361	2,872	2,079	6	21,681
	男	317	1,573	2,092	2,866	2,770	2,287	1,742	1,173	4	14,824
	女	171	689	744	1,084	1,057	1,074	1,130	906	2	6,857
家庭問題	計	91	231	439	635	572	432	419	360		3,179
	男	49	146	300	433	391	267	238	206		2,030
	女	42	85	139	202	181	165	181	154		1,149
健康問題	計	93	783	1,113	1,636	1,759	1,931	1,977	1,482	4	10,778
	男	49	448	689	982	1,061	1,166	1,130	831	2	6,358
	女	44	335	424	654	698	765	847	651	2	4,420
経済・生活問題	計	14	308	523	761	859	665	270	63	1	3,464
	男	11	275	480	691	770	590	216	44	1	3,078
	女	3	33	43	70	89	75	54	19		386
勤務問題	計	24	403	420	563	433	116	27	5		1,991
	男	21	339	370	510	397	100	27	4		1,768
	女	3	64	50	53	36	16		1		223
男女問題	計	47	242	195	177	63	27	16	1		768
	男	26	139	139	110	39	18	15			486
	女	21	103	56	67	24	9	1	1		282
学校問題	計	169	156	2	2						329
	男	124	121	2	2						249
	女	45	35								80
その他	計	50	139	144	176	141	190	163	168	1	1,172
	男	37	105	112	138	112	146	116	88	1	855
	女	13	34	32	38	29	44	47	80		317

注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
 注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(15,930人)とは一致しない。

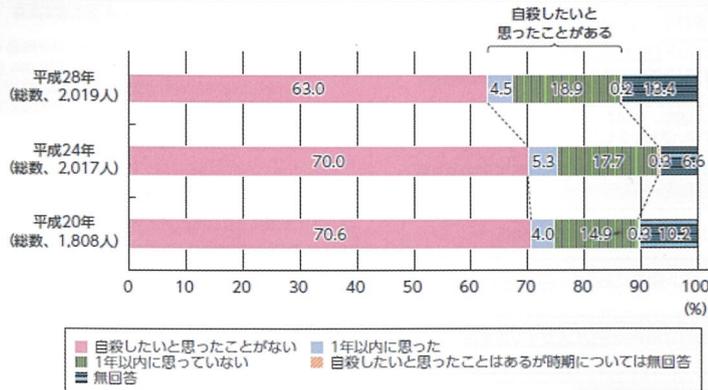
資料:厚生労働省「平成29年中における自殺の状況」

6

自殺対策に関する意識調査結果①(平成28年実施)

資料:厚生労働省「平成29年版自殺対策白書」

これまでの人生のなかで本気で自殺したいと思ったことがあるか



自殺は「誰にでも起こり得る危機」

7

自殺対策基本法の一部を改正する法律 (平成28年3月30日公布、4月1日施行)	
基本理念の追加(第2条)	<p>○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない</p> <p>○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない</p>
自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)	<p>○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開</p> <p>○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開</p>
都道府県自殺対策計画等(第13条)	<p>○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定めるものとする</p>
都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)	<p>○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付</p>
基本的施策の拡充	<p>〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)</p> <p>① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備</p> <p>〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)</p> <p>学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める</p> <p>〔医療提供体制の整備〕(第18条)</p> <p>自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定</p>
必要な組織の整備(第25条)	<p>○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備</p>

「自殺総合対策大綱」(概要)	
<p>※下線は旧大綱からの主な変更箇所</p> <p>平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し</p>	
第1 自殺総合対策の基本理念	第4 自殺総合対策における当面の重点施策
<p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>➢ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p>阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識	第5 自殺対策の数値目標
<p>➢ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</p> <p>➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている</p> <p>➢ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</p>	<p>➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)</p> <p>(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))</p>
第3 自殺総合対策の基本方針	第6 推進体制等
<ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

山本孝史議員国会質問 (平成18年5月22日参議院本会議)

また、昨年、本院厚生労働委員会では、自殺対策の推進について全会一致で決議を行いました。そして、自殺対策に取り組む多くの団体の要望に基づいて、自殺対策推進基本法の今国会での成立に向けて各党での取組が進んでいます。

私は、大学生のときに交通遺児の進学支援と交通事故ゼロを目指してのボランティア活動にかかわって以来、命を守るのが政治家の仕事だと思ってきました。がんも自殺も、ともに救える命が一杯あるのに次々と失われているのは、政治や行政、社会の対応が遅れているからです。

年間三十万人のがん死亡者、三万人を超える自殺者の命が一人でも多く救われるように、がん対策基本法と自殺対策推進基本法の今国会での成立に向けて、何とぞ議場の皆様の御理解と御協力をお願いをいたします。

10

2

11(6)若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声かけ活動だけではなく、ICTも活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。

自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)抜粋

11

座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等(自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等)に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
 - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
 - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
 - サイバーパトロールの強化

2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

(1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
 - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
 - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
 - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
 - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

(2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

- (1) 教育・啓発・相談の強化
- (2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ①今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実に行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ②関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

12

自殺対策強化月間(3月)SNS相談事業の実施結果(実施13団体の報告から)

1. 相談の概要(3月31日時点)

相談延べ件数	10,129件	友だち登録数	69,549人
--------	---------	--------	---------

2. SNS相談事業実施団体の声

- SNS相談のニーズは確実に存在
若者を含め、対面や電話でのコミュニケーションが苦手な人を相談につなげられた。家族に聞かれたくない話がしやすい。
 - SNS相談の難しさ
相手の反応が見えない。途中で反応が途絶えることも。
 - SNS相談の利点
SNSの機能を活かすことで、電話相談ではできない相談対応が可能。
・様々な専門家のチームプレーによる対応が可能。
・その場に居合わせない専門家とも状況を共有して対応することが可能。
・相談履歴が残るので、相談員が変わっても同じことを訊かずに済む。
・文字による方が本音でやりとりでき、課題解決のための支援につながりやすいこともあった。
- 【課題】**
- 電話相談と文字での相談には違いがあり、ガイドラインの作成や相談の担い手の育成が重要。
 - SNSはあくまでも相談の入り口。相談者の抱える課題解決のための、リアルな世界での支援につなげていくことが重要。
 - 実施機関同士がもっと横の連携をとれば、より多くの相談者に対応できる可能性。
 - プライバシー性の高い情報を扱うので、情報セキュリティや相談員のモラルの徹底が必要。
 - 知見や課題等をまとめ、地方等への情報発信も考える必要。

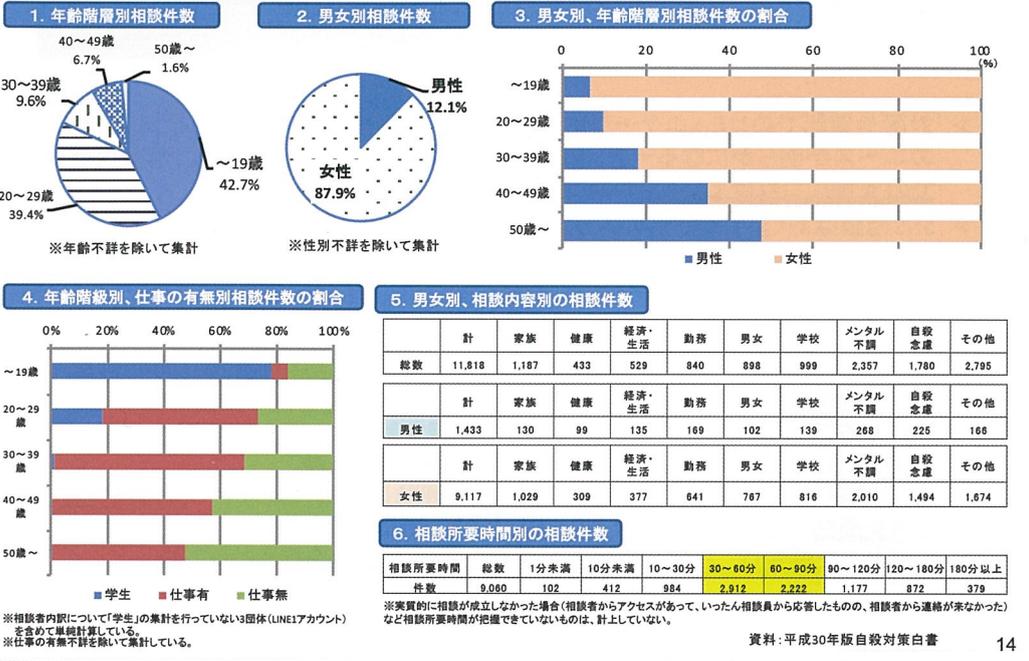
3. SNS相談から支援機関へつないだ事例

【生活困窮者を行政へ同行支援し、生活保護申請を行った事例:男性30代】

- 人間関係が原因でアルバイトを辞めて以降、2日に1回しか食事が取れない状態になり、希死念慮を抱きSNS相談を利用。
- 電話で見ず知らずの人に打ち明けるのは怖かったが、SNSに間に挟むことにより気持ちが楽というか話してみようと思った。
- 1時間程度のやり取りを通じて男性の現状を把握した上で、翌日、相談員との面談に移行し、行政への同行支援を実施。生活保護等の支援につながり、本人の気持ちも上向いている。

13

自殺対策強化月間におけるSNS相談の実施結果の分析



資料：平成30年版自殺対策白書

自殺対策におけるSNS相談事業について(厚生労働省)

平成30年3月(自殺対策強化月間)

○13団体がSNS相談事業を実施(このほか、1団体が従前より実施(チャイルドライン支援センター))

相談延べ件数10,129件(3月31日時点)

→広く若者一般を主な対象とするSNS相談の実例が乏しい中、各団体が試行錯誤しながら実施。

平成30年度

4月11日

○3月の事業実施団体からの報告会開催(文科省もオブザーバー参加)

平成30年5月~平成31年3月

○SNSを活用した相談対応強化のための実践的研究を実施(文科省と連携)

- ・3月の事業実施結果の詳細な分析
- ・相談体制の整備方針の検討
- ・相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成

・相談員の研修カリキュラム作成

中間取りまとめ

取りまとめ



活用

課題の提示改善案

活用

課題の提示改善案

前半(4~9月)

○6団体がSNS相談事業(チャット含む)を実施

- ・社会的包摂サポートセンター
 - ・BONDプロジェクト
 - ・地域生活支援ネットワークサロン
 - ・OVA*
 - ・チャイルドライン支援センター*
 - ・日本のちの電話連盟*
- (*は通年で実施)

○自治体における取組を支援

後半(10~3月)

○中間取りまとめや、前半のSNS相談事業の実施状況を踏まえて相談事業を実施

平成30年度下半期のSNS相談事業

- 対面や電話でのコミュニケーションが苦手な人を相談につなげるなど、SNS相談のニーズが明らかになる一方、相談者の課題解決のためどのように現実世界での支援につなげていくかが課題。
- SNS相談はあくまでも相談の入り口であり、相談者の課題解決のためには、現実世界での地域に根差した支援が必要。



- **SNS相談事業者に対して**→各都道府県、市町村の生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関一覧を提供。複合的な課題を抱えた生活困窮者と思われる相談者については、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援機関につなぐよう、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を依頼。
- **都道府県等の生活困窮者自立支援制度主管部(局)等に対して**→**SNS相談事業者を周知**。自立相談支援機関においては、SNS相談事業者を介した支援要請があった場合は、相談者に対して早期に適切な支援を行うよう依頼。

SOSの出し方に関する教育の推進

趣旨

- ✓ 地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的なかつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進する。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。(自殺総合対策大綱)
- ✓ 各学校や地域の実情等を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど、積極的に推進するよう、各都道府県教育委員会等に対し依頼。保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効。(平成30年1月23日 文部科学省・厚生労働省連名通知)

SOSの出し方に関する教育の推進にあたって参考となる教材例

- 「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料(平成30年2月、東京都教育委員会)
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/content/sos_sing.html
- 「もやもやしたら・・・相談してみようよ!」(小学校6年生向け)(東京都)
「一人で悩んでいるあなたへ SOSを出していいんだよ!」(中学1年生向け)(東京都)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamakodaira/kokoro/jisatsuyobou.html>
(教職員向け解説書もあり)
- 児童生徒の自殺を予防するためのプログラム(平成30年3月、北海道教育委員会)
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jisatsuyoboukyouiku.htm>



ICTを活用した相談機能の強化①

【厚生労働省のホームページの更新、検索事業者からの誘導等】（Yahooの例）

従前

※厚生労働省HPへ誘導していた事業者
: Yahoo、Google

現在

相認できる場所がここにあります

悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ
0570-064-556 (この健康相談統一ダイヤル)
電話・メール・チャット、SNSなど、さまざまな相談窓口をご紹介します
<厚生労働省>

※厚生労働省HPへ誘導している事業者
(対応中含む)

- 検索事業者
Yahoo、Google、NTTドコモ、NTTレゾナント、日本マイクロソフト、Globe
- SNSサービス事業者
mixi

電話相談等

この健康相談統一ダイヤル

● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556

※統一ダイヤルのほか代表的な電話相談窓口を紹介

ICTを活用した相談機能の強化②

【相談窓口等を検索できるサイトのスマートフォン対応】 【IP電話への対応】

支援情報検索サイト

相談窓口等のご紹介

悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556 (この健康相談統一ダイヤル)
電話・メール・チャット、SNSなど、さまざまな相談窓口をご紹介します
<厚生労働省>

電話で相談する

この健康相談統一ダイヤル
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556

代表的な電話相談窓口

この健康相談統一ダイヤル
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556

電話相談等

この健康相談統一ダイヤル
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556

050で始まるIP電話に対応した相談窓口を設定

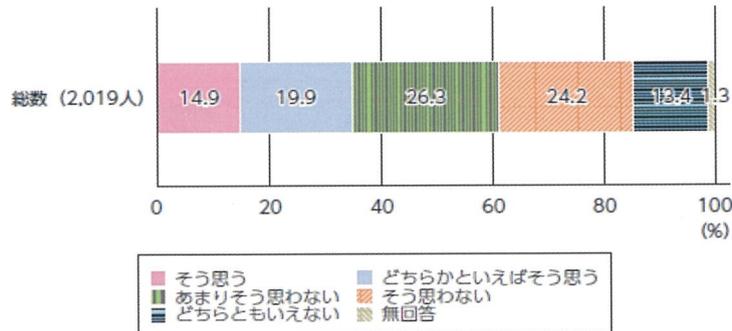
この健康相談統一ダイヤル
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556
● 悩んでいるあなたへ、変えたいあなたへ、0570-064-556

直通番号を明記

若者の居場所づくりの支援

- 若者の居場所づくりへの支援を含め、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実に向けた対策を実施(30年度)。
 - 居場所づくりの具体的な取組への支援と実践的な研究とを一体的に実施。
 - SOSの出し方に関する教育や、ゲートキーパーの養成等を組み合わせた新たな居場所づくりのモデルを作成。
- 【既存の居場所づくりの事業例】「若者の語り場」の開催(秋田県)
- 月一回、ファシリテーター(臨床心理士)の下、参加者が自由に意見交換。若者が一人でぶさぶさ込んでしまわぬよう、自分の言いたいことを言えて、それが誰かに受け止められ、共有できる場を提供。
 - (事業実施の効果)
 - 身だしなみ、表情、態度に変化が見られ、自分の意思で人と関わって社会生活を送ろうとする意識や感覚が向上。

自殺対策は自分自身にかかわる問題だと思うか



自殺総合対策の基本方針

～関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む①

〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

「都道府県及び市町村「事業の棚卸し事例集」の送付について」
(平成29年12月13日付け事務連絡)

- 先行的に計画策定に取り組んでいただいている、全国14のモデル市町に対し、有識者に支援を行っていただく中で取りまとめた成果。
- 自殺対策は「生きることの包括的な支援」であることから、既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むことが必要。その際の有効な手段が「事業の棚卸し」。
- 本事例集は、意外な事業について自殺対策との関連性を見出せる等、より充実した計画を作る上での参考としていただけるもの。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
15	総務部	総務課	徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	○	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
16		嘱託職員費	自治体税の徴収及び収納事務を行う	○		
17		国民年金受付相談員経費	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	○		

(市町村版抜粋)

22

自殺総合対策にかかる当面の重点施策

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について新たに規定された。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることこの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)抜粋

23

自殺総合対策にかかる当面の重点施策

4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

あなたもゲートキーパーに！
大切な人の悩みに気づく、支える

(1) (略)

(2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携して課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

(3)～(9) (略)

(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師等業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

国民一人ひとりが、周りの人の異変に気づいた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。【厚生労働省】



自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)抜粋
24

大綱における指標

○自殺予防週間(9/10～16)・自殺対策強化月間(3月)

→国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す

○ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人

→国民の約3人に1人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す

○よりそいホットライン:24時間365日の無料電話相談(0120-279-338)

こころの健康相談統一ダイヤル:地方公共団体の電話相談の全国共通ダイヤル

フリーダイヤル つなぐ ささえる
おこなおう まもろうよ こころ
(0570-064-556)

→国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す

25

